文京区屋内喫煙所設置費等助成要綱

28 文資環第 2089 号 平成 29 年 3 月 31 日区長決定 29 文資環第 1781 号 平成 30 年 3 月 2 日部長決定 2022 文資環第 363 号 令和 5 年 3 月 31 日区長決定 2023 文資環第 451 号 令和 6 年 3 月 15 日区長決定

(目的)

(通則)

第1条 この要綱は、一般開放可能な屋内の喫煙所(以下「屋内喫煙所」という。)の設置 及び運営に要する費用を区が助成することにより、屋内喫煙所を普及させ、喫煙者及び非 喫煙者の共生を図り、もって区民の快適な生活環境を実現することを目的とする。

第2条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付については、この要綱に 定めるもののほか、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定 めるところによる。

(助成対象者)

- 第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 区の区域内(以下「区内」という。)に存する建物を所有する者
 - (2) 区内に存する建物について権原を有する者
 - (3) その他区長が必要があると認めた者

(助成対象となる屋内喫煙所)

第4条 助成金の交付の対象となる屋内喫煙所は、別表第1に定める要件を満たすものと する。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、屋内喫煙所の設置に係る経費(以下「設置経費」という。)及び屋内喫煙所の維持管理に係る経費(以下「維持管理経費」という。)であって、別表第2に定めるものとする。

(助成金の額)

- 第6条 助成金の額は、別表第2に定める上限額を限度に、助成対象経費の実支出額から国、企業等からの補助金等を控除した額(消費税相当額を除く。)に同表に定める助成率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。
- 2 前項の規定により算出された助成金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請及び期間)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第3に定める書類を区長に提出しなければならない。ただし、区長が認めた書類については、これを 省略することができる。
- 2 設置経費に係る助成金の交付の申請は、屋内喫煙所1か所につき、1回までとする。
- 3 維持管理経費における助成期間は、交付決定を受けた日又は供用開始の日のいずれか遅い日から当該交付決定を受けた日の属する会計年度の終了日までとする。ただし、当該

いずれか遅い日が月の途中である場合は、その日が属する月の翌月の一日を助成開始日とする。

(助成の決定)

- 第8条 区長は、前条第1項に規定する申請を受けた場合は、同項に規定する書類に基づく申請内容を審査の上、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付が適当であると認めるときは文京区屋内喫煙所設置費等助成金交付決定通知書(別記様式第3号)により、不適当であると認めるときは文京区屋内喫煙所設置費等助成金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による交付の決定に当たり、必要な条件等を付すことができる。 (変更の承認事項)
- 第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、文京区屋内喫煙所設置費等助成金変更申請書(別記様式第5号) 又は文京区屋内喫煙所設置中止・廃止申請書(別記様式第6号)を提出し、あらかじめ区長による承認を受けなければならない。
 - (1) 交付申請の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 屋内喫煙所の設置を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容を審査し、変更し、又は中止することが適当であると認めるときは、文京区屋内喫煙所設置経費等助成金変更決定通知書(別記様式第7号)又は文京区屋内喫煙所設置中止・廃止決定通知書(別記様式第8号)により、助成決定者に通知するものとする。

(設置工事に係る完了報告)

- 第10条 設置経費に係る助成決定者は、屋内喫煙所の設置工事が完了したときは、文京区 屋内喫煙所設置工事完了報告書(別記様式第9号)に次に掲げる関係書類を添えて、助成 金の交付決定を受けた日の属する会計年度内に区長に報告しなければならない。
 - (1) 設置経費の支払が終了したことが分かる書類の写し
 - (2) 設置経費の内訳が分かる書類の写し
 - (3) その他区長が必要があると認めた書類

(維持管理経費に係る実績報告)

- 第11条 維持管理経費に係る助成決定者は、文京区屋内喫煙所維持管理実績報告書(別記様式第10号)に次に掲げる関係書類を添えて、助成金の交付決定を受けた日の属する会計年度内に区長に報告しなければならない。
 - (1) 維持管理経費の支払が終了したことが分かる書類の写し
 - (2) 維持管理経費の内訳が分かる書類の写し
 - (3) その他区長が必要があると認めた書類

(助成金額の確定)

- 第12条 区長は、前2条の規定による報告があった場合は、その内容が助成金の交付決定 の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたとき は、助成金の額を確定し、文京区屋内喫煙所設置費等助成金額確定通知書(別記様式第11 号)により助成決定者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件

に適合しないと認めたときは、助成決定者に対して、これに適合させるための措置を採る ことを求めることができる。

(助成金の交付請求及び交付)

- 第13条 助成決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに文京区屋 内喫煙所設置経費等助成金交付請求書(別記様式第12号)により、区長に助成金の交付 を請求するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。 (交付決定の取消し)
- 第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の 交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 第3条又は第4条に規定する要件を欠くことになったとき。
 - (4) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京 区屋内喫煙所設置等助成金交付決定取消通知書(別記様式第13号)により助成決定者に 通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第15条 区長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消 しに係る部分の助成金が既に交付されているときは、助成決定者に対し期限を定めて助 成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の規定による助成金の返還の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、当該返還の額に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。 ただし、区長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。
 - (1) 設置経費に係る助成金についての返還の額 供用開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第4に定めるところにより算出した額
 - (2) 維持管理経費に係る助成金についての返還の額 取消事由の発生日以後の期間に係る助成金の額

(苦情等対応)

第 16 条 助成決定者は、屋内喫煙所に関する苦情等について、自らの責任で対応するもの とする。

(調査)

第 17 条 区長は、助成決定者に対して、屋内喫煙所の運営等について必要な調査を行い、 又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成30年3月2日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 <u>付</u>則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

要件

- (1) 一般に開放し、無料で利用できること。
- (2) 近隣(屋内喫煙所の設置場所に隣接する建物及び隣接する建物と同等の影響等を受けると区長が認める建物をいう。以下同じ。)の居住者及び町会等(申請者が屋内喫煙所を設置する建物について権原を有する者の場合にあっては、当該建物の所有者を含む。)から屋内喫煙所の設置について同意を得ていること。ただし、区長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。
- (3) 屋外排気装置を設け、排気したたばこの煙が人の往来が多い区域や他の建物の開口 部に可能な限り流入しないように配慮されていること。
- (4) 出入口に扉を設けていること。
- (5) 健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第1項に規定する技術的基準を満たしていること。
- (6) 屋内喫煙所を設置する建物に面する道路から見える場所に、当該屋内喫煙所があることが分かる案内表示があること。
- (7) 区内の公道に面した場所又は区長が特に必要であると認める場所にあること。
- (8) 屋内喫煙所について、区が実施する事業及び周知について協力すること。
- (9) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態であること。
- (10) 設置経費に係る助成金の交付を申請する場合にあっては、供用開始の日から5年間、継続して運営すること。
- (11) 維持管理経費のうち賃料に係る助成金の交付の申請をする場合にあっては、次の表に掲げる優先整備地区に設置されていること。ただし、当該地区に隣接する地域について区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

1, 11, 11, 12, 12, 13, 14, 15, 15, 15, 15, 15, 15, 15, 15, 15, 15		
地区名	町丁目	
後楽・春日・小石川地区	後楽1~2丁目、春日1丁目、小石川1丁目	
湯島・本郷地区	湯島 1~4 丁目、本郷 1~3 丁目	
白山・千石・本駒込地区	白山5丁目、千石1丁目、本駒込1~2丁目	
関口地区	関口1丁目	
大塚 5 丁目地区	大塚5丁目	
小日向・大塚1丁目地区	小日向3~4丁目、大塚1丁目	
根津地区	根津 1~2 丁目	

別表第2(第5条、第6条関係)

助成対象経費		助成率	上限額
設置経費	工事費、設備費、備品購入費等	10 分の 10	400 万円
維持管理経費(※)	(1)保守管理費 屋外排気装置の保守、電気代、火災保 険料、清掃・ごみ処理委託費等	10 分の 10	各年度 60 万円
	(2) 賃料	10 分の 10	各年度 70 万円

※ 経費の内訳が明確でない場合は、賃貸借契約書に基づき、屋内喫煙所が占める面積で按 分した額とする。

別表第3(第7条関係)

設置経費に係る申請書類

- (1) 文京区屋内喫煙所設置費等助成金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 屋内喫煙所設置・運営計画書(別記様式第2号)
- (3) 屋内喫煙所を設置する建物の所有者にあっては発行後3月以内の登記事項証明書、屋内喫煙所を設置する建物ついて権原を有する者にあっては賃貸借契約書の写し。ただし、申請時に賃貸借契約書が提出できない場合は、契約の締結を誓約する書類を提出し、締結後速やかに賃貸借契約書を提出すること。
- (4) 屋内喫煙所の設置場所の周辺の地図
- (5) 屋内喫煙所の図面 (屋内喫煙所の面積、屋外排気装置及び排気先の位置等が分かる もの)
- (6) 屋内喫煙所の設置に係る経費の見積書の写し
- (7) 国、企業等から補助金等が支払われている場合にあってはその内容及び内訳が分かる書類、国、企業等から助成金等が支払われていない場合にあってはその旨についての誓約書
- (8) 助成金の交付に係る要件を満たしていることについての誓約書
- (9) 近隣の居住者及び町会等(申請者が屋内喫煙所を設置する建物について権原を有する者の場合にあっては、当該建物の所有者を含む。)から、屋内喫煙所の設置について同意を得ていることが分かる書類(別表第1第2号ただし書の規定により区長がやむを得ない事情があると認めた場合にあっては、近隣の居住者に対し、屋内喫煙所の設置について戸別訪問その他の方法の実施により説明したことが分かるもの)
- 10 その他区長が必要があると認めた書類

維持管理経費に係る申請書類

- (1) 文京区屋内喫煙所設置費等助成金交付申請書
- (2) 屋内喫煙所設置・運営計画書
- (3) 屋内喫煙所を設置する建物の所有者にあっては発行後3月以内の登記事項証明書、屋内喫煙所を設置する建物について権原を有する者にあっては賃貸借契約書の写し(賃料に係る助成金の申請を行う場合及び設置経費に係る助成金の交付を受けていない屋内喫煙所について初回の申請を行う場合に限る。)
- (4) 屋内喫煙所の設置場所の周辺の地図(設置経費に係る助成金の交付を受けていない屋内喫煙所について初回の申請を行う場合に限る。)
- (5) 屋内喫煙所の図面(屋内喫煙所の面積、屋外排気装置及び排気先の位置等が分かるものをいい、賃料に係る助成金の申請を行う場合及び設置経費に係る助成金の交付を受けていない屋内喫煙所について初回の申請を行う場合に限る。)
- (6) 維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠が分かるもの

- (7) 国、企業等から補助金等が支払われている場合にあってはその内容及び内訳が分かる書類、国、企業等から助成金等が支払われていない場合にあってはその旨についての誓約書
- (8) 助成金の交付に係る要件を満たしていることについての誓約書
- (9) 近隣の居住者及び町会等(申請者が屋内喫煙所を設置する建物について権原を有する者の場合にあっては、当該建物の所有者を含む。)から、屋内喫煙所の設置について同意を得ていることが分かる書類(別表第1第2号ただし書の規定により区長がやむを得ない事情があると認めた場合にあっては、近隣の居住者に対し、屋内喫煙所の設置について戸別訪問その他の方法の実施により説明したことが分かるもの)(設置経費に係る助成金の交付を受けていない屋内喫煙所について初回の申請を行う場合に限る。)
- (10) その他区長が必要があると認めた書類

別表第4 (第15条関係)

経過期間	返還割合
4 年 D. L. E 年 土 港	設置経費に係る助成額の5分の1に相当す
4年以上5年未満	る金額を返還する。
3年以上4年未満	設置経費に係る助成額の5分の2に相当す
3 平以上 4 平木個	る金額を返還する。
2年以上3年未満	設置経費に係る助成額の5分の3に相当す
2 牛丛工 3 牛木個	る金額を返還する。
1年以上2年未満	設置経費に係る助成額の5分の4に相当す
1 中以上 2 中水间	る金額を返還する。
1年未満	設置経費に係る助成額の全額を返還する。